情報公開制度(公文書の開示と情報提供の総合的推進)

情報公開制度は、行政機関等が保有する情報を住民が必要とするときに入手できるよう、公文書について、 住民に開示をする権利を明らかにし、行政機関等がその保有する情報を開示することを義務付けるとともに、 その保有する情報を様々な方法、手段で住民に積極的に提供していく制度です。

道の情報公開制度は、情報公開制度の整備、充実を図り、より開かれた道政の一層の推進に資するため、 平成10年に「北海道公文書の開示等に関する条例」を全面的に改正し、新たに「北海道情報公開条例」を施 行しています。

その後、平成13年には実施機関に公安委員会及び警察本部長を追加、平成15年には公文書(電磁的記録)の範囲の拡大及び電磁的記録の開示方法の拡充、平成19年には実施機関に道が設立した地方独立行政法人を追加、平成22年には教育委員会等の開示請求窓口を行政情報センター等へ一元化するなど制度の充実を図っています。

情報公開条例に基づく情報公開制度は、誰もが知りたいときに自由に知り得るよう知る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、道政の公開性を高め、道民参加を促進することを理念として、公文書の開示と情報提供の積極的な推進により、道政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な道政の実現に寄与することを目的としています。

1 公文書の開示

道が持っている公文書を、開示請求者の求めに応じて開示します。

(1) 開示請求権者の範囲

開かれた道政をより一層推進する趣旨から、開示請求権は、広く何人に対しても認めています。

(2) 実施機関

制度を実施する機関は、次のとおりです。

知事 教育委員会 公安委員会 選挙管理委員会 監査委員 人事委員会 労働委員会 収用委員会 連合海区漁業調整委員会 海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会 公営企業管理者 病院事業管理者 警察本部長 道が設立した地方独立行政法人

(3) 開示請求の対象となる公文書

実施機関が作成、取得し、組織的に用いるものとして、管理している次のものです。実施機関が管理しているものであれば、決裁、報告等の手続が外形的に省略されているものでも対象公文書となります。

文書 図面 写真 マイクロフィルム 電磁的記録(磁気テープ 磁気ディスク 光ディスクなど)

(4) 実施機関の開示義務

実施機関は、公文書の開示請求があったときは、次の不開示情報を除き、開示請求に係る公文書を 開示しなければなりません。

ア 個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくない と認められる情報

なお、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の職及び氏名は、公務員等の私人と しての行動又は私生活にかかわる事柄ではないので、原則として不開示情報としては取り扱いませ ん。

- イ 行政機関等匿名加工情報
- ウ 法人等の事業活動等が不当に損なわれると認められる情報
- エ 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報 なお、公安委員会又は警察本部長にあっては、不開示情報の取扱いの範囲が異なる場合がありま
- オ 道等又は国等の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められる情報
- カ 国等との間における協議等に係る事務事業の適正な執行に支障が生ずると認められる情報
- キ 道等又は国等の事務事業の目的を失わせたり、公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められる情報
- ク 法令等により明らかに開示することができない情報

(5) 公文書開示の窓口

公文書の開示請求は、次の窓口で受け付けます。

ア 行政情報センター(総務部行政局文書課)

知事及び一部の他実施機関が管理している公文書の全てについて開示請求を受け付けます。

イ 行政情報コーナー(各総合振興局及び振興局(石狩振興局を除く。)(以下「総合振興局等」という。))

当該総合振興局等、一部の他実施機関及び本庁の公文書について開示請求を受け付けます。

ウ 情報コーナー(各出先機関)

当該出先機関の公文書について開示請求を受け付けます。

(6) 開示請求の方法

窓口に備えてある開示請求書に必要事項を記入して請求します。

窓口以外でも、郵便、ファクシミリ又は電子申請による開示請求書の提出もできます。

なお、請求者が障害などで開示請求書に必要事項を記入できないときは、窓口で職員が開示請求に 必要な事項を聴き取って請求書に記入し、これを復唱して誤りのないことを確認の上、受け付けます。

(7) 開示・不開示の決定

開示請求があったときは、開示請求があった日から 14 日以内に開示等の決定をし、速やかに文書で通知します。ただし、実施機関が誠実に努力しても、この期間内に決定ができないときは、その期間を 14 日を限度として延長することができます。

なお、開示請求に係る公文書が大量であるときは、開示等の決定期間を開示請求があった日の翌日 から起算して2か月を限度として延長することができます。

また、著しく大量であるときは、北海道情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、開示等の 決定期間を2か月を超えて延長することができます。

(8) 公文書の存否を明らかにしない決定

公文書の存在を認めただけで特定の個人の名誉等が侵害されるような場合等は、開示請求のあった 日から14日以内に、公文書の存否を明らかにしない決定を行います。

(9) 公文書の不存在の通知

開示請求に係る公文書が存在しないときは、開示請求のあった日から 14 日以内に、当該公文書が不存在である旨の通知をします。

(10) 開示の実施

公文書の開示は、次の方法で行います。

文書・図画・写真	閲覧、写しの交付	
録音テープ、ビデオテープ	視聴、複写したものの交付	
上記以外の電磁的記録	① 用紙に出力したものの閲覧、写しの交付	
	② 再生したものの閲覧・視聴、CD-R 又は DVD-R に複写したものの交付	

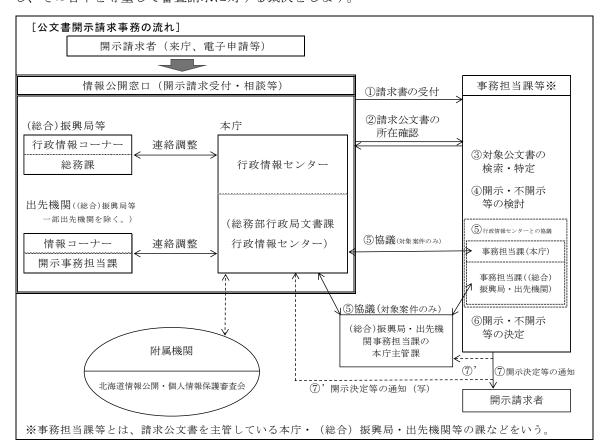
閲覧のみの場合は、無料です。写しの交付に要する費用の主なものは次のとおりです。

請求公文書	写しの作成区分	写しの作成費用
紙文書	単色印刷	1枚につき 10円
	多色印刷	1枚につき 20円
	CD-R・DVD-R (記録内容: PDF 化文書等)	① CD-R 等 1枚につき 60円
		② PDF 化文書等 1 枚につき 10円
		計:①+②
電磁的記録	録音テープ	1巻につき 250円
	ビデオテープ	1巻につき 320円
	CD-R • DVD-R	1枚につき 200円
	(記録内容:上記以外の電磁的記録)	

(11) 決定に対する審査請求

開示決定等に対して不服があるときは、審査請求をすることができます。

この場合、実施機関は、学識経験者で構成する「北海道情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を尊重して審査請求に対する裁決をします。



2 情報提供の総合的推進

道民のみなさんが道政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、道が保有している情報を積極的 に提供します。

(1) 情報提供施策の充実

情報提供施策と公文書開示制度は、情報公開制度という車の両輪であり、相互に補完しあう関係にあります。情報提供は、道民の請求を待つまでもなく、道民が必要とする情報を的確に把握し、正確で分かりやすい情報を提供しようとするものです。実施機関は、道政に関する情報(政策形成過程にあるものを含む。)を、従来からの広報紙、行政資料、ラジオ・テレビ等による提供に加え、インターネット等の情報通信技術を活用した多様な媒体により情報提供に努めることとしています。

(2) 刊行物等による情報提供

道や国等が発行した道政や道民生活に関する刊行物その他の資料を収集し、一般の閲覧に供するとともに、道の機関が発行する刊行物については、有償頒布も行っています。

また、刊行物やその他の資料については、実費負担でコピーサービスを行っています。

なお、刊行物に関する情報については、行政情報センターのホームページでも検索することができます。

(3) 会議の公開

情報提供施策として、道政運営の透明性を高めるために、審議会等の附属機関等の会議については、その会議を公開しています。ただし、その審議の内容が許認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等の会議で公開することが適当でないと認められるものは公開できません。

(4) 出資法人等の情報公開

道政運営の透明性を高めるためには、実施機関のみならず、道の財政的援助等を受け、道政の補 完的役割を果たしている出資法人等においても、一定の情報公開が行われる必要があります。

出資法人等とは、道が出資その他の財政上の援助等を行う法人等であって、実施機関が定めた法 人等です。

各出資法人等の定款又は寄附行為、貸借対照表等の経営状況を説明する文書は、出資法人等の主 たる事務所、道の各所管課並びに行政情報センターに備え置き、一般の閲覧に供しています。

また、実施機関は、出資法人等が保有する文書であって、実施機関が管理していないものについて公開の申出があったときは、出資法人等に対して当該文書の提出を求め情報提供に努めます。

(5) 指定管理者の情報公開

地方自治法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行う指定管理者は、公の施設の管理主体として道政を担う役割を果たすため、管理を行う公の施設に関して一定の情報公開の必要があります。

実施機関は、指定管理者が公の施設の管理に伴い作成又は取得した文書で実施機関が管理していないものについて公開の申出があったときは、出資法人等と同様に指定管理者に対して当該文書の提出を求め情報提供に努めます。